

水道の指定給水装置工事事業者のみなさまへ

～ 宮崎県中部地区水道企業協議会からのお知らせ ～

指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和1年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※現在指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照：指定事業体によっては下表以外の場合もあります。）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行の前日から1年：令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	2年：令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	3年：令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	4年：令和5年9月29日まで
H25.4.1～H31.9.30	5年：令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様に、別途通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●更新申請に必要なもの

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調査
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・旧指定証
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
- ・更新手数料

●指定更新の要件は新規指定と同様になります。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠落要件に該当しない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●指定更新申請時に下記の内容等の確認を行います。

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i.業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iii.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新手続きの受付時期や申請方法は各事業体で異なる場合があります。
詳しい手続きにつきましては各事業体にお問い合わせください。

◇宮崎県中部地区水道企業協議会の事業体

西都市上下水道課 TEL：0983-43-1326
木城町環境整備課 TEL：0983-32-4728
新富町水道課 TEL：0983-33-6046
都農町水道課 TEL：0983-25-5726
国富町上下水道課 TEL：0985-75-3111

高鍋町上下水道課 TEL：0983-22-1341
川南町環境水道課 TEL：0983-27-8015
綾町建設課 TEL：0985-77-3467
一ツ瀬川営農 TEL：0983-35-1381
飲雑用水広域水道企業団